

530運動発祥のまち豊橋

530運動50周年 記念ロゴマーク大募集

12 つくる責任
つかう責任



17 パートナースHIPで
目標を達成しよう



530運動は昭和50年7月に「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に豊橋市から始まり、全国に広がった環境美化活動です。この530運動は令和7年度に50周年を迎えます。50周年記念事業の機運を醸成し、本事業を広くアピールするため、50周年記念ロゴマークを募集します。

募集作品 530運動50周年を記念するロゴマーク

応募資格 市内に在住、在勤、在学の個人あるいは団体
または530運動環境協議会の会員(個人・団体)

各賞 530グランプリ (賞金50,000円) 1点
530準グランプリ(賞金10,000円) 最大3点
最多応募賞 (賞金5,300円) 1点
※全応募者の中で応募作品数が一番多い方
その他応募者全員に参加賞あり(何点応募しても1人1点)

応募方法 電子申請(あいち電子申請システム)

応募締切 令和6年8月30日(金)

問合せ先 530運動環境協議会事務局
(TEL:0532-51-2399 E-mail:530@city.toyohashi.lg.jp)



▲応募はコチラから



主催



530運動環境協議会
(豊橋市役所ゼロカーボンシティ推進課内)



共催 ● 豊橋市

530運動50周年記念ロゴマーク募集要項

■応募作品の条件、規格等

- 530運動50周年を記念したものであることがわかるデザインであること。
- 530運動50周年を広くPRするツールとしてポスター・チラシ・ホームページ等にて利用可能なデザインであること。
- 単色・モノクロで使用、縮尺を変えて使用する場合でも、イメージが損なわれないデザインであること。
- 作品は電子データで応募すること。データ容量は5MB以下とし、データ形式はjpeg(jpg)、gif、pngファイルのいずれかとすること。ただし、A4サイズで印刷した際に、鮮明にデザインがわかること。
- ユニバーサルデザインを心掛けたデザインに努めていること。
- 応募作品は提出後に修正することはできません。
- 1人何点でも応募できますが、応募1通につき1作品です。

■応募資格

- 市内に在住、在勤、在学の個人あるいは団体
- 530運動環境協議会の会員(個人・団体)

■応募方法

- あいち電子申請システムに以下の項目を入力し、作品データを添付して応募してください。
 - (1)応募作品について
作品タイトル、作品の解説(意図、思いなど)
 - (2)応募者について
応募者名(個人名・団体名)、代表者名(団体のみ)、住所、電話番号(日中連絡の取りやすい番号)、E-mail
- 表面の二次元コード、または以下のURLから応募してください。
https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyohashi-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=99878

■審査

- ①審査方法
 - 事務局による一次審査の後、小学生による電子投票によって受賞作品を決定します。なお、審査結果によっては、受賞作品のない賞もあります。
- ②結果発表
 - 令和6年10月下旬頃を予定しています。なお、審査内容、審査経過などについては非公開とします。
 - 受賞者に連絡したのち、協議会ホームページ、公式SNS等で公表します。

■問合せ先

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所ゼロカーボンシティ推進課内 530運動環境協議会事務局
TEL:0532-51-2399 FAX:0532-56-5126
E-mail:530@city.toyohashi.lg.jp

■応募に関する注意事項

1. 次の内容に該当する、あるいは該当する恐れがあると主催者が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②企業名や商品名などの広告宣伝を目的とするもの
 - ③政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝または勧誘を意図するもの
 - ④個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ⑤その他、不適切な内容、表現が含まれているもの
2. 主催者が類似の作品と判断した場合は、何点応募しても1点としてカウントします。
3. 応募作品は、第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品に限ります。
4. 応募作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。当協議会では一切の責任を負いかねます。なお、応募作品に関連して、当協議会が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
5. 応募された作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標化権その他一切の権利は、無償で譲渡するものとし、本協議会に帰属するものとします。また、その使用に関して、著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
6. 応募提出いただいたデータは返却しません。
7. 応募者の個人情報、応募者への問い合わせ、受賞の連絡など、本事業の実施に関してのみ使用するものであり、利用目的以外に本人の同意なく個人情報を開示・公表することはありません。ただし、受賞者については、応募者名(個人名、団体名)と住所(都道府県名、市町村名まで)が公表されることがあります。
8. 受賞作品の使用にあたっては、必要に応じてデザインや色彩などの一部を変更する場合があります。
9. 制作、応募等にかかる一切の費用は、応募者の負担とします。
10. データ送信時の事故で作品が届かなかった場合や、不可抗力による事故および問題が発生した場合、主催者は一切の責任を負いません。
11. 応募内容や応募作品に関し、虚偽や違反等があった場合は、受賞作品の発表後でも受賞を取り消すことがあります。
12. 受賞者には、表彰式への参加をお願いする場合があります。
13. 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
14. 応募の時点で、この募集要項記載事項に同意したものとします。

